

平成28年 第46回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

平成28年9月23日 開会

伊方町議会

平成28年度第46回伊方町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	平成28年9月23日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月23日 10時00分宣告
応招議員	1番 竹内 一則 2番 廣瀬 秀晴 3番 清家慎太郎 4番 福島 大朝 5番 菊池 隼人 6番 山本 吉昭 7番 小泉 和也 8番 中村 敏彦 9番 吉川 保吉 10番 阿部 吉馬 11番 小林 絹久 12番 菊池 孝平 13番 中村 明和 14番 高岸 助利 15番 篠川 長治 16番 吉谷 友一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 空 白 町長職務代理者 森口 又兵衛 教 育 長 河 野 達 司 監 査 委 員 阿 部 一 寿 総 務 課 長 門 田 光 和 総 合 政 策 課 長 坂 本 明 仁 町 民 課 長 中 田 克 也 保 健 福 祉 課 長 橋 本 泰 彦 産 業 建 設 課 長 寺 谷 哲 也 産 業 建 設 課 付 課 長 兵 頭 達 也 瀬 戸 支 所 長 井 上 利 彦 三 崎 支 所 長 大 田 甚 好 上 下 水 道 課 長 小 野 瀬 博 幸 会 計 管 理 者 黒 田 徳 太 加 教 育 委 員 会 事 務 局 長 大 野 金 能 中 央 公 民 館 長 大 森 貴 浩
町長提出議案の項目	議案第74号 平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第75号 平成27年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第76号 平成27年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第77号 平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 議案第 78 号 平成 27 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 79 号 平成 27 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 80 号 平成 27 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 81 号 平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 82 号 平成 27 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 83 号 平成 27 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 84 号 平成 27 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 85 号 平成 27 年度伊方町水道事業会計決算認定について
- 議案第 86 号 平成 28 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 87 号 平成 28 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 平成 28 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 89 号 平成 28 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 90 号 平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 92 号 平成 28 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 93 号 平成 28 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 94 号 平成 28 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 95 号 佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について
- 議案第 96 号 伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について
- 議案第 97 号 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について
- 議案第 98 号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について

	議案第 99 号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について 議案第 100 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	議会運営委員会の閉会中の継続調査 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	10 番 阿部 吉馬	11 番 小林 絹久

伊方町議会第46回定例会議事日程（第2号）

平成28年9月23日(金)
午前10時00分開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|------------|---|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 〃 | 第 2 | 平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について（議案第74号） |
| | 〃 | 第 3 | 平成27年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第75号） |
| | 〃 | 第 4 | 平成27年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について（議案第76号） |
| | 〃 | 第 5 | 平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第77号） |
| | 〃 | 第 6 | 平成27年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第78号） |
| | 〃 | 第 7 | 平成27年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第79号） |
| | 〃 | 第 8 | 平成27年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について（議案第80号） |
| | 〃 | 第 9 | 平成27年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第81号） |
| | 〃 | 第10 | 平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第82号） |
| | 〃 | 第11 | 平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第83号） |
| | 〃 | 第12 | 平成27年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第84号） |
| | 〃 | 第13 | 平成27年度伊方町水道事業会計決算認定について（議案第85号） |
| | 〃 | 第14 | 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第4号）（議案第86号） |
| | 〃 | 第15 | 平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（議案第87号） |
| | 〃 | 第16 | 平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）（議案第88号） |
| | 〃 | 第17 | 平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）（議案第89号） |
| | 〃 | 第18 | 平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（議案第90号） |

- 日 程 第 1 9 平成 2 8 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(議案第 91 号)
- 〃 第 2 0 平成 2 8 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 92 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 8 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案第 93 号)
- 〃 第 2 2 平成 2 8 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (議案第 94 号)
- 〃 第 2 3 佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について (議案第 95 号)
- 〃 第 2 4 伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について (議案第 96 号)
- 〃 第 2 5 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について (議案第 97 号)
- 〃 第 2 6 八幡浜地区施設事務組合理約の変更について (議案第 98 号)
- 〃 第 2 7 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について (議案第 99 号)
- 〃 第 2 8 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
(議案第 100 号)
- 〃 第 2 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 〃 第 3 0 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

1 閉 会 宣 告

再開宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。これより、伊方町議会第46回定例会を再開いたします。

只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 議事日程報告をいたします。

本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めて参ります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は16日の本会議と同様、10番 阿部吉馬議員、11番 小林絹久議員を指名いたします。

議案第74号～85号

○議長（吉谷友一） 日程第2「平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第74号から日程第13「平成27年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第85号までを一括議題といたします。

以上の決算認定12議案は、いずれも21日の議員全員協議会で審査した結果、それぞれ認定すべきものと決定しておりますので、質疑・討論を省略し、これより一括採決いたします。お諮りいたします。平成27年度における各会計の決算については、いずれも認定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第74号「平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第85号「平成27年度伊方町水道事業会計決算認定について」までの12議案はいずれも認定されました。

議案第86号

○議長（吉谷友一） 日程第14「平成28年度伊方町一般会計補正予算（第4号）」議案第86号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 町長職務代理者

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議案第86号 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億4,108万3千円を追加し、総額を103億7,827万5千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては2款総務費について、移住者住宅改修支援事業費補助金420万円を計上いたしております。6款農林水産業費につきましては、認定農業者経営改善支援事業補助金320万円、中山間直接支払交付金7,292万2千円を計上いたしております。8款土木費につきましては、道路新設改良事業1,409万1千円、危険廃屋解体撤去補助金550万円を計上いたしております。9款消防費につきましては、消防操法全国大会出場経費561万3千円、消防格納庫新築に係る地質調査委託料681万3千円を計上いたしております。10款教育費につきましては、町民グランド照明改修工事305万円を計上いたしております。11款災害復旧費につきましては、2項公共土木施設災害復旧費1億9,735万5千円、3項農林水産施設災害復旧費2,290万円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、1款町税については、固定資産税2億7,161万2千円を計上いたしております。9款地方交付税につきましては、普通地方交付税2億5,655万円を計上いたしております。13款国庫支出金1項国庫負担金につきましては、現年発生災害復旧費負担金1億3,732万6千円を計上いたしております。14款県支出金2項県補助金につきましては、中山間直接支払交付補助金5,469万円を計上いたしております。15款財産収入1項財産運用収入につきましては、出資配当金2,146万2千円を計上いたしております。20款町債につきましては、災害復旧債6,810万円を計上いたしております。

以上、平成28年度伊方町一般会計補正予算（第4号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） お諮りいたします。審査の方法は、歳入歳出ともに項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めて参ります。予算書の14頁をお開き下さい。

1款 議会費

1項 議会費（14頁） 質疑ありませんか。

2款 総務費

1項 総務管理費（14～16頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 1目の一般管理費の13節委託料の件なんですが、元の金額は分かりませんが、内容説明、ストレスチェック業務委託この内容説明をちょっとお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） ストレス業務委託につきましては、昨年の12月にですね、労働安全衛生法が改正されまして、労働者が50人以上いる事業所については、その検査を全ての労働者の方に全て受けなさいという形になりました。それで、ストレスチェックというのはですね、簡単なストレスに関する質問を職員にしていadakimashite、その集計・分析をすることで、自分のストレスがどのような状況にあるかを調べる簡単な調査でございます。以上です。

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） その後のもしそれがある程度の基準を達した場合にその改善策。ただ、受けるだけ受けなさいよ。後は知りませんよっていう流れですか。それとも、今の所はあくまでもそう感じでバックアップ的なものは、あるのかなのか。

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 一応、町の方も状況を把握した上で、ストレスがあるというご判断の職員がいる場合はですね、その旨本人に通知しましてですね、一応本人が希望すればなんですけども、医師の指導を受けさすというような形になります。それと今言われた原因が役場のもので、代行と言いますか、事業所のそういったその機構とかそういった所にあるんであればその辺は・・・改善していく材料に使いたいというふうに思っております。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。阿部議員

○議員（阿部吉馬） このいっぺんに言ったらよかったんですが、13節の委託料この分は理解できました。同じ総務管理費の分で続けて構いませんか。

○議長（吉谷友一） はい、許します。

○議員（阿部吉馬） 7目の企画調整費の分の負担金、補助金及び交付金の19節の移住者改修支援事業費の補助が組まれとるんですが、これの移住者の範囲というのがちょっと見えないんでお願いしたいと思います。

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 移住者の範囲につきましては、県の定める要綱におきまして、県外から移住された方、そしてこの中でもですね、子育て世代に対しましては手厚い補助内容となっております。この子育て世代という方につきましては、中学生以下の子どもと暮らしておる方ということの経緯でございます。

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 町外ということになれば、9月ですから、当初あるいは昨年中にちょっと発言したんですが、新規漁業者とか新規農業者とか、そういった方の移住を前提にした方々、その方々というのは、独身あるいは家庭があった場合にはこれの対象になるのかならないのか、そこをお願いします。

○総合政策課長（坂本明仁） はい。

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 既にこれまでに転入されておる方についてはですね、この制度の適用期限というのがあります。支給適用があるかないかに含めまして、ケースバイケースで判断させていただいたと思います。詳しくはですね、いつからの申し込み、住民票をいつ動かしたかという部分については、ちょっと確認できませんので、ケースバイケースで対応させていただいたと思います。よろしく申し上げます。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） いつ頃までにその答えといいますか、出る可能性はあるのか。

○総合政策課長（坂本明仁） はい

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） その対象となる方、これまで移り住まれてる方につきまして、情報をいただきましたら、直ぐ確認はできると思います。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（吉谷友一） 他、ございませんか。（「なし」の発言あり）次、

2 項 徴税費（16 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（16 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（17 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（17～18 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（18 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（18～19 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（19 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水道費（19～20 頁） 質疑ありませんか。

4 項 下水道費（20 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（20～21 頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） ちょっと 1 点だけ、15 節の工事請負費、園芸の施設カーテン修繕工事、これ 432 万円余り組んでるんですが、だいたい 1 枚どれぐらいの計算で、耐火用のカーテンになろうかと思いましたが、そこら辺の説明ちょっとお願いします。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 園芸施設カーテンの施設内に全部で 42 枚のカーテンが設置されておりまして、その内老朽化とか破損等によりまして、今回 14 枚付けまして、更新をさせていただくことになっております。従いまして、1 枚当たりで言いますと 20 万円弱というふうになろうかと思えます。よろしくをお願いします。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） その 1 枚が高いのか安いのかちょっと僕等には分からないんですけど、普通カーテンですから、これがごく普通のカーテンなのか、耐火式なのか、未だ公民館施設等々においては、

消防法か何かで耐火式のカーテンをとということになっておろうと思いますが、この園芸の分として1枚20万が高いのか安いのかそこら辺の種類によってかなり違ってくると思うんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） カーテンと申しましても園芸施設の天井のところにハウスの内張りっていうんですかね。遮温の機能を保管するためのカーテンということですので、通常の集会所のカーテンと違ってというような物とは若干ニュアンスが違っております。

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） はい、分かりました。ということは、施設いうてもそのハウスの、園芸ハウスの中の遮光ネット的に捉えたらよろしいんですかね。分かりました。

○議長（吉谷友一） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）次、

3項 水産業費（21頁） 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費（21～22頁） 質疑ありませんか。

8款 土木費

1項 土木管理費（22頁） 質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 23頁の8款の土木費の3項の住宅維持管理費で、危険廃屋解体補助金。この件で、今朝私議会がありますので、車乗って出掛けておりまして、住民の方々から。

○議長（吉谷友一） 福島さん、後後ほどで。

1項 土木管理費（22頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（22～23頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（吉谷友一） 山本議員

○議員（山本吉昭） 1目道路維持費が130万、直接これではないんですけど、いわゆる今現在町道とかですね、土木作業員で管理をしている部分なんですけれども、いわゆる地区内での法面の関係なんですけど、大久もそうなんですけど、今までは法面があってその下に住宅があるような状況の中で、結構住宅に住まわれてる方が草刈りとかそこらを管理しとった訳なんですけども、他の地区もそうなんですけど、非常に高齢化した中で普通の農道でも人家外であればそうなんですけど、そういう人家内での道路の管理といたしますか、維持管理ですよ。そこらの考え方がいいですか、どのように捉えとるかちょっと。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 正直申し上げまして、今の体制におきまして十分に対応ができておるといふうには言えない状況にあるとは思っております。今後につきましてですが、ちょうど議員さ

んおっしゃられたとおりケースバイケースということが、考えられると思います。人家特に直ぐ人家の裏が斜面でそこが完全な不衛生な状態になるというふうな所については、作業チームでの対応やったり、面積等広大な部分がある所については、草が生えないような対策をするなりそういったような形で現場の状況によってですね、検討させていただきたいというふうには思っておりますので、お願いします。

○議長（吉谷友一） 山本議員

○議員（山本吉昭） ケースバイケースという形なんですけれども、やはり今後ですね、非常に高齢化していく中で、そういうふうな状況になった時にやはり作業員というのが非常にこう力を発揮すると思うんですよ。当然、安全管理とかいう部分もあると思うんですけれども、そこら辺りやはり、当然いろんな状況があると思うんですけれど、なるべく早くですね、対応といいますか、全町内見て見るとそういう部分は多分にあると思うんですよ。今現在、メロディーラインですか、県がたぶん自転車の関係だと思うんですが、安全管理の部分で、法面をコンクリート舗装したりですね、そういうのもありますので、当然予算の関係もあると思うんですけれど、やはりそれをきちんとすることによって、長らくその部分については安心・安全な部分ができると思うんで、そこらの対応といいますか、そこら辺りも検討していただきたいと思うんですけれどいかがですか。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 只今ご提案いただきました、その国道辺りの1つの例としまして、路肩部分について、コンクリートのシールド施工をやって草の防止を長年に亘って抑制するというふうな工法もございます。先ほど、私も申しましたように法面全体をですね、シート等で覆うっていう工法もございます。そういった様々な対策の方法もですね、現場状況にあった形の物も選択しながらですね、尚且つ近隣に住まわれてる方のニーズ等もお伺いしながら、対策の方は検討をさせていただいて、できるものから対応させていただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ございませんか。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 15節の関連ですけど、質問してよろしいでしょうか。

○議長（吉谷友一） どうぞ。

○議員（篠川長治） 三崎地区内いわゆる道路、道路いわゆる中央公民館に行く道路じゃないかと思うんですけど、町でこの前、図面なんかもらったんで、そういった土地の買収もしてると思うんですね、ですから、1号線についての買収、土地の面積と賠償金額、それからこの道路工事、工事費用ですね。この3点教えていただいたらと思います。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） ただいま、ご質問いただきましたのは、道路橋梁費の15節の三崎地区内の水路の分でございますか。

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 三崎地区内1号線、結局完全には入ってない訳ですね、三崎地区内1号線に関連したいわゆる土地の買収、面積と、賠償金額とその工事費用、3点をお願いしたいと思います。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） ちょっと手元に資料がありませんので、休憩をお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせします。

休憩 10時23分

再開 10時35分

○議長（吉谷友一） 再開いたします。産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） お時間をいただきまして誠に申し訳ございませんでした。この三崎地区内水路はちょっと場所は違うんですけども、ご質問ということで。三崎地区内1号線の関連したご質問ということでありましたので、ちょっと調べてまいりました。まず、1点目の面積につきましては、トータルとしまして770.23㎡でございます。それとそれの賠償に係る金額でございますが、896万9,296円でございます。それとこれの工事に伴います、工事費用でございますが、まず建設工事の部分につきましては、現在の請負額ベースでございます。1,358万6,400円でございます。それに伴います、建物等の解体に要する工事費が654万8千円でございます、トータルといたしまして、2,013万4,400円となっております。よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。篠川議員、関連今回は許しましたけど、あまり飛び離れた関連については、今後控えていただきたいと思っております。はい、どうぞ。

○議員（篠川長治） すいません。今の工事計画、2,013万4,400円。はい、すいませんどうも。

○議長（吉谷友一） 他、ございませんか。（「なし」の発言あり）次、

3項 港湾費（23頁） 質疑ありませんか。

4項 住宅費（23頁） 質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） すいません。危険廃屋の解体補助金等の関連なんですけどね、今朝方ちよっとうち家から出る時に地域の方々がこれはもう新しいものになって、10年前からずっとうち打診してるんですね、町の方にそのまま危険廃屋が10年になるんですね、道に面してなかったら、私もまだ許せるんですよ、公的な子供がそこを通路にしたり、住民もすごくそこを使う所です。これをまだ手をうってない現状、これがもし事故があった時ですね、町はどのような考えでおられるのか1つ。それと町として、支所ではこれは無理です。この話は、松前町の例なんかも新聞等で見てます。それを

これからどのようにするのか。それからそれまでの経過、その道を完全に封鎖するのか、これをやらないともしですね、瓦が落ちたり、被害にあった時に町がどのような責任をとるのか。この3つ答弁いただけたらと思います。以上です。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 危険廃屋の問題、これはやはり県下といたしましても非常に今後進めていく上で、非常にハードルがいろいろあるというふうな状況にはありますが、町の考え方としまして、といたしますか、1点は持主の方に順次持主の方の調査をしてですね、お手紙等を差し上げてその中には町独自としての取り組みの方法もありますし、今現在に至っては国の補助をいただいて危険廃屋の解体事業を進めることができますというふうなご案内を添えて所有者の方を見つけてですね、投書でお知らせしておりますし、各地区の方に出てまいりまして、個別の説明っていうものも現在取り組んでいるところではございますが、なかなか成果が上がってないところも実状でございます。今後そういったものに力を入れていながら、1件でも危険廃屋が少なくなるように努力していきたいというふうに思っております。それと道路が危ない状態になった時、じゃどうするのかという話で実は、この最近も里道をふさぐような形で、ちょっと家屋が倒壊したというふうな話もございます。そこはたまたまご本人さんおいでて、・・・から言っていただけなんですけど、やはり危険な状態になった時には、里道にしても車両通行道路にいたしましてもやはり道路管理者的な立場で言いますと通行規制というものを一次的にかけさせていただいて、所有者の方とピンポイントで協議をさせていただくというふうな形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。それと経緯と経過、現在までに至る経過でございますが、補助事業の取り組みが開始されましたのは、昨年度法律ができて、今年度から本格的に補助事業が開始された訳なんですけど、それ以前から町独自としての取り組み、今回補正予算で計上させていただいております、この撤去補助金が従来から、補助が開始される前から対応をさせていただいたおった部分ですので、今後も引き続きまして、町の事業と県と国の補助事業等を含めてですね、随時推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 私は、今の話を聞いておると、そのことは何回も聞いています。私が今回その建物にスポットを当ててるのは、それまでの経過いろんなことを所長がやってくれておりました。個人的なところに手紙出していただいたり、何回もそれは本当にご苦労な事でほんとにやっていただいて、でも相手先がですね、そういうことをご理解できない人になつとると思うんですよ、今回期限だったんです、お盆という一つの節目が区長さんもお盆まで家族が帰ったり、地権者の方もおられるし、その人がお盆までなんとかいような、そしてその方も見放した感じですよ。じゃあそうじゃつたら法的にですね、やる以外にない。それが役場でやれないんだつたら、民事で、あなた達がようせんのであれば、民事で。その代り個人情報いただかないといけませんね、当然、相手が分からないですから、何処にその人が住んでおるか分からない、住所も分からない、それもいただけないんですから、

民事で戦う場合は、その時には行政も参画してですね、訴訟する方と一体となってやっていただけるのか、一つとそれとそれまで1年かかるのか2年かかるのか分かりませんよ。それまで、その道をですよ、完全に封鎖をして一切車通れないようにやっていただかないと。そのことちょっと、今日からでもやって欲しい。それで地元の人がどう思うのか、バリケード張ってそこから車を通さない、それぐらいの意気込みでやらないともしこれ人がけがした時、お年寄り・子供がおるんですよ、80ぐらいの人ばかりです。このような問題定義をしてですね、あなた達は放置してもし事故があった時にその補償を取れるかっていうことですよ。このことちょっと2点もう一度答弁お願いします。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） この問題につきましては、我々も非常に所有者の特定といいますか、ご了解をいただくということに関しましては、非常に苦勞しておる一番苦勞しておるというようなところでございます。訴訟ということでございますが、もちろんそういった訴訟を起こす時にはですね、どのような内容で、訴訟内容等にもよろうかと思えますけど、やはりそういった制度を使って、国の制度も活用しながら、やらしていただけるというふうな状況もありますので、その部分に関しましてですね、もし何か町の方が加わっていくというふうなことが必要となった場合には、一緒に関わっていくというふうなことになろうかとは思いますが。それともう1点、現状を見なさいともう直ぐにでも危ない状況をどうするのかというふうなことなんですけども、確かにおっしゃられるとおり、危険廃屋が直接道路に面している所を見ますとやはり通行道路支障をされとる方から言いますとやはり危険な状態で、今の国の制度、法律の中には強制代執行というふうな文言もある訳ですけども、これも各自治体での取り組みにつきましては、非常に件数が少ないいうふうには聞いております。要はなかなか執行費用の回収がままならないというふうな実情もあるようでございます。これにつきましては、先に自民党県連要望を出す時にですね、そういった補助事業の枠の拡大とか・・・というようなことで取りやすい方法を模索、緩和の拡大という要望で今現在要望しておりますので、ご理解をいただきたらと思います。以上です。

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 1つ目の回答もらってないんですけど、道を完全に、今日区長さんにも行って、住民説明会を開いて止めるということでご理解していいんですか、私は、完全に止めると、行政は止めるとその解決出きるまでは。それと今、強制代執行ですか、そういうものがあると。やる気がないから、私もうち顧問弁護士がおるんで、聞きました。それは、行政がやる気がないからですよ。社長。そんなこと簡単ですよ。今、民事でと言われたんですけど、その建物の近所の方がですね、建物が傷んでるんですよ。この人が訴訟起こすという1つの意味です。その中で行政が入って、当然相手方の10人かそらの住所録とかいただかないといけない。その了解がしっかりとってくれと弁護士の方から言われてます。そういうことです、私が言ったのは。二つの今の事を直ぐ明日から始めますんで、その回答をいただきたい。

○総合政策課長（坂本明仁） 議長

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 議員さんが言われておりますこと、以前この件につきましては、町政懇談会の席でも同僚のお話が出まして、町として対応した経緯がございます。先ほど、ご紹介いただいたように支所長の方ですね、十分地元と調整しながら、所有者、それから相続人等と協議しながら、私も一緒に取り組んだ経緯がございます。最終的に現在の所、安全対策等の処理が十分に取られてない状況という部分が議員さんのご心配される部分であろうと思います。と、いうことで今お話にありました町として対応するスタンスとしては、二つございまして、地域内の安全確保という形の危険廃屋の解体という部分をどう進めていくかというところとそれが道路に面した場合の道路管理者としての責任、これをどういうふうに町が責任を果たしていくかという部分がございます。最終的な訴訟等になりますとやはり道路管理者として、どのようにそれを対応するか、民事でやっていただく方法もありますけども、先ほど言われましたように道路管理者として安全措置をどのように取っていくかという所が大きな問題になってこようかと思えます。現在の所、建物の周辺にバリケードと言いましょうか、表示をして対応してあるところでもありますけども、それで十分な対応ができないとなれば、状況判断によっては通行止め、それから抜本的な危険を撤去するためには、所有者に対して適正な措置を講ずるよう指導、監督なりができるかできないかを含めてですね、やるべきであると思っております。改めて現場を確認させていただいてですね、役場内で全体で、対応を協議したいと考えておりますけども、やはり民事に期待するまでにやはり役場として道路管理者として、取れる措置があれば弁護士と相談しながらですね、指導それから仮処分申請でありますとか、そういうふうな法的な手続きも必要かと思えます。ただ、そういう法的な手続きには議会の同意も必要でありますし、それから行政代執行になりますと費用面での・・・の対応も必要になります。直ちにという訳にはいきませんが、その方針については、直ちに職務代理者を含めてですね、検討して取り組むということでですね、改めて関係課で協議したいと思えますので、ご理解をいただいたらと思えます。

○議員（福島大朝） 議長、3回終了しても結局結論がでんでしょ。

○議長（吉谷友一） 後ほどまたお願いできますか。

○議員（福島大朝） いいけど、議会がやっぱり議員の答弁に対して

○議長（吉谷友一） 暫時休憩します。

休憩 10時52分

再開 10時57分

○議長（吉谷友一） それでは、再開いたします。他、ございませんか。（「なし」の発言あり）

6項 公共下水道費（23～24頁） 質疑ありませんか。

9款 消防費

1 項 消防費 (24 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (25 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (25 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (25 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (26~27 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (阿部吉馬) 議長

○議長 (吉谷友一) 阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 1 目の社会教育総務費のですね、15 節工事請負費アコウ樹維持工事なんですが、これアコウ樹、以前も観光の関係かなんかで出てたと思うんですが、いわゆる道路をまたいで枝が伸びていきつつある。そう言った中で支えが今後、必要になってくる。今現在をただ維持しただけでは、将来的に終えて行く可能性もあります。維持改修工事っていうのは、非常に維持しながら改修していかないとなかなかそういった中で、以前いわゆる駐在所がございます。駐在所を退けて県道の迂回路も視野に入れたというお話が以前あったと思います。そこら辺を踏まえて、今回の維持は必要ですが、今後の見通しとして、どのように捉えているのかお聞きしとったらと思います。

○教育委員会事務局長 (大野金能) 議長

○議長 (吉谷友一) 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 (大野金能) はい、只今の件でございますが、この維持管理につきましては、現在基本的には、年に 1 回一応伐採をして、道路に影響がないような形で管理をしているところであります。まだ今年度はですね、一応この長雨によりまして、生育がいいという関係上でですね、今年度も一応この補正で維持管理を上げらせていただいたらと思います。只今、議員さんの質問につきましては、当然そのアコウ樹の活用法という形も以前から活用検討委員会の方で一応検討をして今後の方向性を現在模索しているところでもございます。また、その道路にかかっている。枝についての今後の改修結果とかそこら辺駐在所も含めてですね、一応活用検討委員会の中での総合的な中でもですね、そういうふうに今後考えていきたいので、ご理解をいただいたらと思います。

○議長 (吉谷友一) よろしいですか。阿部議員

○議員 (阿部吉馬) 現状は、そうなんです是非考えていただきたいというのが答えなんですけど、結局それまでの会議が何度かあったはずなんで、そこの答えが出てないのかなと思って、ちょっと不思議な感がありまして、是非ですね、天然記念物でありますし、一つの観光名所でありますので、枝を伐採して道路またがないようにするのは簡単なことでしょう。しかし、発育が成長してる将来的にも素晴らしい記念物であると観光スポットであるというのを考えましたら、やはり県道の迂回あるいはそれに伴います駐車場と言いますか、駐在所の移転等々も視野に入れた答えを早く見付けないといけないと思いますんで、答弁ありません。是非、検討課題として早急に対応していただきたいと思えます。

○議長 (吉谷友一) 他ございませんか。中村議員

○議員（中村明和） 阿部議員と同じ質問なんですけど、このアコウ樹一番、東っ側のアコウ樹。私等も子供の時からずっと見ておるんやけど、天然記念物いう名のもとで、大きな伐採は出きない。10万いうのは、どの程度の伐採を予定しとるんですか。

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） 一応、例年枝伐採的な道路にかかるとる分だけですので、一応、高所車で一応出きる範囲の大枝伐採という形の分で、ここに計上させていただいておる予算という形になっております。

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 先般の台風上がりですね、東っ側の2本の大きな枝が急激に下がって、下に駐車しとった車、軽トラに当るぐらい下がとった。ちょっと心配したんです。高嶋さんには、連絡して、早急に見ておいてくださいと連絡しとったんですけど。実はですね、清水の方にも2本大きな天然記念物のアコウ樹があって、そのアコウ樹は、大きな1本が言うたらバランス的に一方に傾いて倒れたんですよ。私等が子供の時と言うのも今の東っ側の一番東っ側のアコウ樹はバランス的にもだいたい右側の方向いて枝ぶりが出とるんですよね。よっぽど昔は、台風来るたびに沖側の駐車場の方の枝は折れる、枯れる。バランス的に保ってたんです。それを今、伸ばし放題伸ばしておる訳なんですよね。そやからあのまんま放置して、枝を伸ばしていけばいつかは傾いて木本体が倒れるんやないかなと、今までそうやって6本か7本あった訳なんですよね、バランス的に傾いて倒れた経過があるんです。その辺、十分専門家と相談しながら伐る時は思い切って、専門家の方に相談して伐らなければ、倒れてしまうおそれあると思うんです。その辺よろしくお願いします。

○議長（吉谷友一） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（大野金能） はい、ありがとうございます。今、議員さん申されましたとおりアコウ樹の育成の関係にも非常に関係してくることになりますので、そこら辺今後剪定する際には、一応専門的な方々のご意見も聞きながらできるだけ影響の出ないような育成、また道路にはそういうふうな形で不便をかけないような形の伐採の仕方を考えていきながら、やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。

○議員（中村明和） はい。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）次、

5 項 保健体育費（27 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費（28 頁） 質疑ありませんか。

3 項 農林水産施設災害復旧費（28 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費（28 頁） 質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。9 頁にお帰り下さい。

1 款 町税

2 項 固定資産税 (9 頁) 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税 (9 頁) 質疑ありませんか。

8 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金 (9 頁) 質疑ありませんか。

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (9 頁) 質疑ありませんか。

12 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (9 頁) 質疑ありませんか。

13 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (10 頁) 質疑ありませんか。

14 款 県支出金

1 項 県負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (10～11 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (11 頁) 質疑ありませんか。

15 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (11 頁) 質疑ありませんか。

2 項 財産売払収入 (11 頁) 質疑ありませんか。

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (11～12 頁) 質疑ありませんか。

19 款 諸収入

7 項 雑入 (12 頁) 質疑ありませんか。

20 款 町債

1 項 町債 (12～13 頁) 質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って「地方債の補正、第 2 条第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、6 頁にあります。（「なし」の発言あり）以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 86 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 86 号「平成 28 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、11 時 15 分からといたします。

休憩 11時07分

再開 11時15分

議案第87号

○議長（吉谷友一） 再開いたします。日程第15「平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第87号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第87号 平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳出では、人事異動に伴う人件費の減額、平成27年度保険給付費の清算による、社会保険支払基金への返納金計上でございます。

歳入につきましては、前年度繰越金の計上、人件費の減額に伴う、一般会計繰入金の減額でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,043万9千円を追加し、総額を20億3,475万2千円とするものでございます。

直診勘定につきましては、歳出では、人事異動に伴う人件費の減額、施設修繕に伴う工事請負費を計上しております。

歳入につきましては、歳出に伴います財源を診療収入で調整するものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万8千円を減額し、総額を5億1,934万1千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出よりご説明いたしますので、6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、人事異動による、人件費、総額で43万4千円の減額と、制度改正に伴うシステム改修委託料86万4千円を計上するものでございます。10款1項2目償還金につきましては、前年度の精算により、社会保険支払基金への支払いのため436万円を計上するものでございます。11款1項1目予備費につきましては、564万9千円を計上するものでございます。

次に歳入でございますが、5頁をお願いします。3款2項2目総務費国庫補助金につきましては、制度改正によるシステム改修に伴う補助金、86万4千円を計上するものでございます。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の減額に伴うもので、43万4千円を減額するものでございます。10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万9千円を計上するものでございます。

次に、直診勘定の九町診療所からご説明いたしますので、21頁をお願いします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の減などによりまして、710万4千円を減額補正するものでございます。2款1項1目医療機械器具費につきましては、医療機器装置のリース料58

万4千円計上するものでございます。これに伴います財源は、診療収入で調整するものでございます。

次に、瀬戸診療所でございますが、27頁をお願いします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、代診医師の報酬の増額、人件費の減額、施設修繕工事に伴う、工事請負費の計上などによりまして、521万1千円を計上するものでございます。2款1項1目医療機械器具費につきましては、医療機器装置の保険料1万円を計上するものでございます。4款1項1目基金積立金は、財政調整基金の利子9千円を計上するものでございます。これらに伴います財源は、診療収入で調整するものでございます。

次に、串診療所でございますが、33頁をお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の減額によりまして11万8千円を減額補正するものでございます。これに伴います財源は、診療収入で調整するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 私、見落としてるのかも分かりませんが、二名津診療所の使っていた医療器具なんかは、どのようになったかちょっと説明お願いいたします。

○議長（吉谷友一） 許します。町民課長

○町民課長（中田克也） 他の診療所で使えるものは、回しまして、現在リース中のものも含め他の診療所で使えないものについては、保管している状態でございます。

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） おそらく医療器具なんかも使用してなかったら傷みが激しくなって、何年も経ったら使用ができなくなるんで、できれば今の串診療所、九町診療所、瀬戸診療所で使えないのであれば売却できるのであれば、売却した方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺どのように考えておられますか。

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 補助残があるものもありますし、そこらも検討はして、現在もそのままにしておる状態でございます。

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 全てがそうですけど、行政、早い判断と決断していただいでですね、早急にそういうことを進めていただいたらと思います。答弁ありません。

○議長（吉谷友一） 他、ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第87号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第87号「平成28年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のと

おり可決されました。

議案第88号

○議長（吉谷友一） 日程第16「平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）」議案第88号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第88号平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,541万9千円とするものです。

その内訳としまして、まず、歳入よりご説明いたしますので、5頁をお開き下さい。

平成27年度決算におきまして、繰越金が確定しましたので、前年度繰越金252万8千円を増額するものです。

続きまして、6頁をお願いします。歳出でございますが、1目港湾建設費は、前年度繰越金252万8千円を増額に伴い、港湾施設整備の工事請負費を増額するものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） ちょっとお聞きしとったら思うんですが、この252万8千円の場所とこれは繰越財源みたいな感じで余ったからというようことなんで、一般会計の中にも港湾費として248万4千円出てたんで、ちょっとそこで聞き忘れてたんで、申し訳ないんですが、この場所または一般会計の港湾建設費の場所とどうなのかっていうことをちょっとお聞きしたい。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 失礼します。まず、特別会計の補正予算の方につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、前年度の繰越額の確定に伴います、予算の配分ということで、歳出の方に252万8千円でございますが、これは場所は決まっております。工事請負費の方に予算組を当初の調整ということで、させていただいておるものでございます。それと一般会計の方、港湾建設費の委託料248万4千円の部分ですが、これにつきましては維持管理計画の策定の業務委託でございまして、これは5年前に見直すことということで、義務付けられた業務委託でございまして、前年度、平成23年度に計画、この策定をしておりますもの見直しの業務委託でございまして、以上です。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。阿部議員

○議員（阿部吉馬） すいません、後戻りさせて申し訳ないです。ということは、特別会計の方はあくまでも場所とか方向性はまだ決まっていない、今後ある程度、要望等また状況のあり次第決定して

いくということでもよろしいでしょうか。それともう1点、この港湾施設、当然港湾である以上は、漁船の出入りする灯台等の設置もかかってくるのかどうか。例えば、漁港区域であれば漁港の出入りする所に点滅する灯台ありますよね、そういったような同じような感覚で港湾に関してもそれが出るのか、ということだけちょっとお伺いします。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 港湾施設につきましても、必要なもの、例えば防波堤の先端部分でありますとか、そういったものにも三崎港辺りのこれは県管理港湾でございますが、そのような形で必要な部分については、そういうものは設置しておりますので、町の港湾管理施設につきましても、必要な箇所等がありましたら設置ができるというふうに思っております。

○議員（阿部吉馬） はい、終わります。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第88号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第88号「平成28年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第89号

○議長（吉谷友一） 日程第17「平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）」議案第89号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議長

○議長（吉谷友一） 保健福祉課長

○保健福祉課長（橋本泰彦） 議案第89号平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、主な要因といたしまして、平成27年度の介護保険事業費の精算により、返還金及び繰越金の計上、地域支援事業の制度改正によるものでございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,853万1千円を追加し、総額を12億3,501万9千円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、7頁をお願いします。1款3項1目認定調査等費は、認定調査の業務量の増加などにより、臨時職員分の保険料と賃金の計上でございまして、154万8千円の増額です。5款2項2目総合相談事業費及び3目権利擁護事業費につきましては、人事異動により人件費の減額で、あわせまして307万1千円の減額です。6款1項1目介護給付費準備基金積立金は、繰越金などの歳入一般財源から、償還金などの歳出一般財源を差し引いた額の1,744万1千円の増額です。

8頁をお願いします。9款1項2目償還金は、平成27年度精算による、国庫負担金の返還金など1,261

万3千円の増額でございます。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。4款2項3目の地域支援事業交付金は、地域支援事業費の人件費減額に伴うもので119万8千円の減額です。同じく、地域支援事業の特定財源であります、次の6款県支出金及び8款繰入金につきましても減額となっております。

5款1項1目介護給付費交付金は、平成27年度精算による、過年度払いとして歳入されるもので、182万7千円の増額です。

6頁をお願いします。8款1項4目のその他一般会計繰入金は、歳出の認定調査等費の増額分としまして154万8千円の増額でございます。10款1項1目繰越金は、前年度繰越金といたしまして2,755万2千円を計上するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第89号「平成28年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第90号

○議長（吉谷友一） 日程第18「平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」議案第90号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第90号平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、401万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,071万2千円とするものでございます。

まず、歳出であります。6頁をお願いいたします。主なものとしまして1款1項1目公共下水道管理費の27節公課費ですが、平成27年度公共下水道事業特別会計の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴い384万6千円を補正計上いたしております。

これらに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。一般会計繰入金396万9千円を、繰越金として4万8千円を追加補正しております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第90号「平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第91号

○議長（吉谷友一） 日程第19「平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）」議案第91号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第91号平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,950万3千円とするものでございます。

まず、歳出であります。6頁をお願いいたします。1款1項1目小規模下水道管理費の27節公課費29万7千円につきましては、平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う増額補正でございます。

これに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。一般会計繰入金29万4千円、繰越金3千円を追加補正してございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第91号「平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第92号

○議長（吉谷友一） 日程第20「平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」議案第92号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第92号平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会

計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,014万3千円とするものでございます。

まず、歳出であります6頁をお願いいたします。1款1項1目一般管理費の27節公課費1万6千円につきましては、平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計の消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う増額補正でございます。

これに必要な歳入ですが、5頁をお願いいたします。生活排水事業繰入金3千円、繰越金1万3千円を追加補正してございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第92号「平成28年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第93号

○議長（吉谷友一） 日程第21「平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」議案第93号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第93号平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,876万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億140万3千円とするものです。その内訳といたしまして、まず、歳入よりご説明いたしますので、5頁をお開き下さい。

平成27年度決算におきまして、繰越金が確定しましたので、前年度繰越金3,876万7千円を増額するものです。

続きまして、6頁をお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目風力発電施設管理費13節委託料280万8千円につきましては、配電線の支障樹木伐採を行う業務委託費用の計上でございます。18節備品購入費4万1千円につきましては、変電所の無停電電源装置の購入費用の計上でありませぬ。歳入残額3,591万8千円につきましては、予備費に計上させていただいております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

しと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第93号「平成28年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第94号

○議長（吉谷友一） 日程第22「平成28年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）」議案第94号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第94号平成28年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

表紙であります。第2条の収益的収入ですが、1,316万7千円減額し、総額を2億9,149万3千円に。収益的支出は201万5千円増額し総額を3億3,364万7千円とするものであります。

次頁の第3条の資本的収入ですが、3億7,624万2千円減額し、総額を1億1,108万5千円に。資本的支出は3億7,226万1千円を減額し、総額を1億8,852万9千円とするものであります。

第4条の継続費につきましては、中央監視システム一元化及び電気計装設備更新事業の入札の結果に伴い、総額を9億6,140万円から7億2,241万2千円に減額するとともに年割額を変更しております。

次に1頁をお願いします。収益的収入ですが、営業外収益、消費税及び地方消費税還付金を1,316万7千円減額しております。これは、中央監視システム一元化及び電気計装設備更新工事の今年度負担額の減額に伴い、消費税納付額の再計算を行い減額したものです。次に収益的支出ですが、201万5千円を増額しております。主なものとしては、配水及び給水費188万円ですが、これは、漏水修繕後の路面復旧費88万円、災害による仮設復旧の増により修繕用の材料費100万円の追加です。

次に資本的収入ですが、3億7,624万2千円を減額しております。これは、中央監視システム一元化及び電気計装設備更新工事及び監理委託業務の財源であります、企業債、他会計借入金、出資金について、今年度負担額の決定に伴い減額するものであります。

次に、資本的支出ですが水道施設改良費について3億7,226万1千円を減額しております。これは、中央監視システム一元化及び電気計装設備更新工事及び監理委託業務の入札減少及び今年度負担額の決定によるものです。

以下、5頁から13頁まで、明細書、平成28年度伊方町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第94号「平成28年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（吉谷友一） 日程第23「佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について」議案第95号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第95号 佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、佐田岬灯台への誘客強化を図る事を目的に、佐田岬灯台公園の整備として、主に、御籠島及び蓄養池を中心に、砲台跡地の整備及び展望所の整備を実施しています。

現在は、展望所通路及び砲台跡地へのトンネル部の掘削作業を施工中であります。356万3千円を増額変更し、この事業の完成を図るものです。

主な変更の工事内容につきましては、トンネル部の岩盤掘削工において、ブレイカー掘削が困難な箇所があった為、掘削の安全性等を考慮し、破碎薬を併用しての掘削方法に変更及び解体工事に伴う産業廃棄物の実績数量による変更です。変更内容が当初発注の一連作業であり、切り離して施工することが困難なため、当初発注業者に追加増額を提案いたすものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第95号「佐田岬灯台公園整備工事請負契約の変更締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第96号

○議長（吉谷友一） 日程第24「伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について」議案第96号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第 96 号 伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本施設は、平成 11 年度に整備し、漁業振興の推進に利用されてきておりますが、整備後 17 年が経過し、経年劣化により機器類に不具合が生じており、修繕部品の調達も困難となって来ている為、機能に支障を来していると共に、フロンガスの規制により新基準に対応した更新が必要となって来ております。

今回の改修工事は、これらを解消し、漁業振興の推進と新基準に対応した施設への更新を図るものです。

本工事の主な工事概要は、製氷機及び貯氷用冷凍機の撤去及び新設、制御盤の改修、自販機盤の新設など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分の更新及び改修を実施するものです。

去る 8 月 24 日に制限付一般競争入札を実施した結果、日機愛媛株式会社が 8,856 万円で落札したものでございます。なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 20 日を予定しています。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 製氷機なんですけど、これは果たしているのかということなんです。今私も組合長させていただいて、漁業者の流通というものを考えてですね、魚は八幡浜漁協に卸す訳ですね、卸した時に八幡浜漁協から製氷、氷を入れたらいい訳ですね、伊方に関してはですね、今八幡浜漁協の製氷はどれだけその容量があるかというすごく余っております。そういうのも転置して計画が上がってきたのかなっとすごく不思議に思うんです。今漁業者っていうのは、底引きの方がほとんどあそこから入れてるんですかね。他に入れてる人ほとんどいないと思うんですよ。三崎とか瀬戸っていうとやはり八幡浜まで氷を取りに行ったり、そういう流通面からやっぱり必要だと思うんですけど、この製氷施設ってホントに漁をしてこれが持ち上がってきたのか、業界内部でそういう話があったのか。そこらをちょっとお伺いできますか。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） この伊方の製氷施設の利用につきましては、議員さんもお存知のとおり年間約 2,000 トン程度が順次利用されている状況でございます。元々伊方の製氷施設を伊方全域の漁民の方にご利用をしていただくという形の中で、それぞれ足りない分を補う形で瀬戸と三崎と製氷施設を建設したということでございますが、この伊方の製氷施設がなければ、伊方町に必要な氷の全体量が不足するということにもなりますので、今回更新工事をさせていただいて、そういった供給にお答えしたいというふうに思っております。以上です。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（吉谷友一） 福島議員

○議員（福島大朝） 誰がそれ入れてるんですか、2,000トンとか。私漁業者入れてないんじゃないかと思うんですよ。それ本当の数字ですか。漁協以外の方が保冷車でドンと取りに来て使ってるんじゃないんですか。漁師さんの数、私把握してます。この伊方では、ほとんど入れません。豊之浦はいまますけど、そこら八幡浜漁協と合併してですね、八西が一つになって、そこらの会議とかそういうものがあってこれ立ち上がるんだったらいいんですけど、全然、八幡浜もあります。伊方もあります。瀬戸もあります。点でバラバラですわな。この案件に関しては、ちょっと私はおかしいな。あなたは、どのような感じだと思うとか知らんけど、漁協に話あったんですか、これ。漁協関係の方々の話があったのか。私は、組合長しておりますけど一切こういう話はない。そんなあんた漁業者の代表者が知らんものをですね、こういうの出てきて私はちょっとおかしいと思うんですよ。そこらの経過は、ちょっと説明して下さい。

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 記録がちょっと今手元にないもので、ありませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（吉谷友一） 休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 11時57分

再開 13時00分

○議長（吉谷友一） 再開をいたします。産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。製氷施設の協議の件でございます。まず、協議の前に現在の利用状況の方を先に説明させていただきます。本製氷施設におきましては、漁協者利用率が約83%で伊方の漁家につきましては50戸ということになってございまして、その方々の利用率が77%というふうになってございます。ただ今回の施設の更新、改修につきましては、直接漁業者の方々や漁協関係者の方々との協議はいたしておりませんでした。今後は、当然漁業者の方の利用施設がメインでございますので、密に協議をさせていただきます。今後は対応させていただきたいというふうには思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。

○議員（福島大朝） はい。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第96号「伊方製氷施設改修工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第97号

○議長（吉谷友一） 日程第25「町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について」議案第97号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第97号 町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、三崎須賀地区から国道197号新名取口までの全長、約9.3kmの町道で、集落間を接続する主要幹線ではありますが、随所に線形不良・幅員狭小により通行に支障を来たしています。

今回、計画いたしました場所は、国道197号三崎トンネル手前から二名津側へ、約650m程度の所で全体延長が271.2mではありますが、この区間は、特に幅員狭小であることから、道路改良を実施することにより、通行の安全・安心を図るものです。

本工事の主な工事概要は、832㎡の掘削工、593㎡のブロック積擁壁工、1,702㎡の舗装工など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり延長201.5mを実施するものです。

去る8月24日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社三崎建設が6,242万4千円で落札したものでございます。なお、工期につきましては、平成29年2月28日を予定しています。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第97号「町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第98号

○議長（吉谷友一） 日程第26「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」議案第98号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第98号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について、提案理由をご

説明いたします。

八幡浜地区施設事務組合が開設運営している、一次救急である現在の「休日、夜間急患センター」と二次救急である市立八幡浜総合病院との役割分担を明確にするため、施設の名称を改称することに伴う所要の改正であります。

改正内容は、新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料・新旧対照表をお開き願います。第3条第3項中「休日、夜間急患センター」を「一次救急休日・夜間診療所」に、別表2の項第2号中、「休日、夜間急患センター」を「一次救急休日・夜間診療所」に、それぞれ改めるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第98号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議案第99号～議案第100号

○議長（吉谷友一） 日程第27「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」議案第99号及び日程第28「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」議案第100号は、同一の事務組合に係るものであり、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。ただし、採決は1件ごとに行います。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第99号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由のご説明をいたします。

この規約の変更については、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である。西条市を共同処理事務構成団体から脱退させることに伴い、愛媛県市町総合事務組合規約の改正する必要がある、変更するものです。改正内容については、別表第2第4項組合の共同処理する事務の内、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務、いわゆる交通災害共済保険事務について、構成団体である西条市を削除するものです。なお、附則においてこの規約は、平成29年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第100号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、提案理由のご説明をいたします。

この財産処分については、先ほどの愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西条市が共同処理事

務構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合の財産処分について所要の手続きをするものです。手続きの内容としては、交通災害共済保険事務、共同処理にかかる西条市の一切の財産について、西条市の脱退に伴い、平成29年4月1日において愛媛県市町総合事務組合に帰属されるものでございます。

以上、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務団体からの脱退に伴う財産処分についての説明とさせていただきます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、まず、議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第99号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第100号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉谷友一） 日程第29「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、次の議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決しました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉谷友一） 日程第30「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決しました。

閉会宣告

○議長（吉谷友一） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、伊方町議会第46回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会時間 13時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員